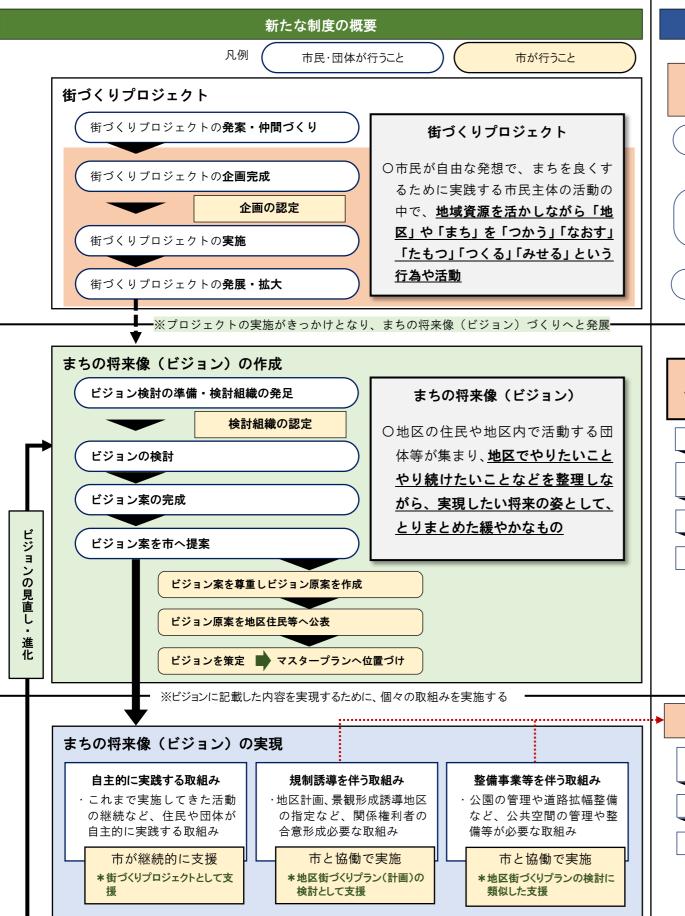
新たな制度全体の概要と現行制度との比較



現行制度で新たな制度に対応する内容

*まちづくり市民活動の支援に相当

まちづくり 市民活動

·環境保全又は市街地整備にかかる特定のテーマに賛同 する者が集まって行う研究又は実践活動

特定のテーマについて賛同して集まった団体

団体の登録

さまざまな自主的な活動 ・調査・研究、実践活動 ・街づくりに関する市民交流 ・活動の範囲が市内を中心としていること ・団体の構成員が市民を主体としていること ・市民の自発的参加の機会が保証されていること ・活動の内容が市の施策等に整合していること ・団体の代表者の定めがあること

活動成果の公表

┣ ※地区街づくりプランへ発展

*地区街づくりプラン(方針)の作成に相当

地区街づくり プラン(方針)

地区街づくり:地区住民等の多数の合意のもとに行う、 身近な区域における環境保全又は市街地整備の ための計画作成または実践活動

「地区街づくり団体」の発足

「地区街づくりプラン案(方針)」作成 地区住民等の合意形成

「地区街づくりプラン案(方針)」完成

「プラン案(方針)」を市へ提案

プラン案を尊重しプラン原案を作成

プラン原案を地区住民等へ公表

「地区街づくりプラン案(方針)」策定

地区街づくり団体

・地区街づくりを推進するため、 地区住民等によって組織され

地区街づくりプラン

・地区計画等の地区のルールの確立を目標として、地区街づくりの区域・目標・方針・計画を定めるもの

合意形成

・地区街づくりプラン案(方針) の合意には、区域内の地区住民 等の**過半数の合意**が必要。(条例 施行規則第4条第1項第1号)

2020 年 7 月 22 日 第 2 回専門部会 資料 4

新制度と現行制度との違い

○支援する活動の対象が広くなる

・「環境保全又は市街地整備にかかる特定のテーマ」⇒ 「地域資源を活かしながら「地区」や「まち」を「つ かう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」とい う行為や活動」

〇活動団体の登録⇒活動(プロジェクト)の支援

*新制度では、活動団体が行うプロジェクトの内容の支援に重きを置く。団体規約の提出を求めないなど、活動の負担を軽くする。

〇ルール作りに限らず、多様なまちの将来像の作成 が可能

・まちの将来像(ビジョン)は、ルールづくりを目的 としたものに限らず、地区でやりたいことやり続け たいことなどを整理しながら、実現したい将来の姿 として、とりまとめた緩やかなもの。

〇プロセス重視の合意形成

- ・市民がつくるビジョン案の合意形成は、市民で行う ことを基本とする。策定に必要な合意の数値は条例 に明記しない。
- ・市がマスタープランへ位置づけるビジョンは、地区 住民等へ公表し、街づくり審査会の議を経て決定す る

〇マスタープランに位置づけられる

·市が策定するビジョンがマスタープランに位置づけられる。

地区街づくりプラン(計画)

「地区街づくりプラン案(方針・計画)」作成 地区住民等の合意形成

「地区街づくりプラン案(方針・計画)」完成

「プラン案(方針・計画)」を市へ提案

プラン案を尊重しプラン原案を作成

プラン原案を地区住民等へ公表

「地区街づくりプラン案」策定

*一部が地区街づくりプラン (計画)の作成に相当

合意形成

・地区街づくりプラン案(計画) の合意には、区域内の地区住民 等の**3分の2以上の合意**が必要。 (条例施行規則第4条第1項第2 号)

〇ビジョン実現に向けた多様な取組みに対して支 援が行われる

・ルール作りだけでなくまちを良くする活動に対して も支援をしていくことで、まちの将来像で描く「地 区でやりたいこと」を実現していく。

〇市と協働で行う合意形成

・具体的な規制誘導を定める際の合意形成は、市民で 行うことを基本としつつ、必要に応じて市が支援し ながら行う。そのため、策定に必要な合意の数値は 条例に明記しない。

資料1

第2回専門部会の主な意見と資料との対照

■「街づくりプロジェクトの対象イメージ」

○「空間の魅力を高める」という考え方でアプロ

ーチする市民は多くないであろう。街づくり

プロジェクトの支援対象を「空間の魅力を高

める」ことに絞り込むと、対象となるプロジェ

クトを絞り込みすぎてしまうことになるので

○「一定の広がりを対象にした空間」は「エリア

○大学の活用と学生が行っている小さなまちづ

○「町田市景観計画」における「生活風景」の概

念と街づくりプロジェクトの概念の重なり具

合が気になる。日常の活動そのものが空間の

魅力を向上する取り組みだと考えていくので あれば、プロジェクトの内容が豊かになると

くりを吸い上げる仕組みを考えてほしい。

の魅力」等の表現でも問題ないのではないか。

町田市住みよい街づくり条例で支援する「街づくりプロジェクト」について

1. 昨年度(2019年度)の答申における「街づくり」「街づくり活動」の考え方

く街づくり>

現行条例の考え方を引き継ぎつつも、条例の見直し においては、活動の多様化にあわせて、柔軟に捉えられ るように、条例が対象とする「街づくり」範囲を見直す。

見直し後の条例が対象とする「街づくり」範囲

- ●一定の広がり(地区・まち)を対象にした取組み
- ●ソフトの要素も含めた空間の魅力を高める取組み

【見直し後の条例が対象とする「街づくり」の範囲】 ●一定の広がり(地区・まち)を対象にした取組み ●ソフトの要素も含めた空間の魅力を高める取組み 【児童し会】 ※例の取組か 「街づくり」 「街づくり」 「街づくり」 「街づくり」 「市づくり」 「市がり、」 「市がり、) 「市がり、」 「市がり、) 「市がり、」 「市がり、」 「市がり、) 「市がり、)

<街づくり活動>

上記の街づくりの範囲及び現在展開されている幅広い取組み内容を踏まえて、**地域資源を活かしなが ら「地区」や「まち」を「つかう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」という行為や活動**として捉える。

2. 町田市住みよい街づくり条例で支援する「街づくりプロジェクト」の対象イメージ

街づくり条例で支援する「街づくりプロジェクト」は、答申における「街づくり」、「街づくり活動」の 考え方を踏まえて以下のように考える。

O一定の広がり(地区・まち)を対象にした、空間の魅力を高める取組みであること(取組み内容) ※地域資源を活かしながら「地区」や「まち」を「つかう」「なおす」「たもつ」「つくる」「みせる」 という行為や活動

- 〇地域住民や団体等が中心となった活動であり、活動の趣旨に賛同した複数人以上のグループである こと(市民主体)
- O単発のイベントの実施ではなく、継続性のある活動であること (活動の継続性)
- 〇地域に開かれた活動であること(公共性)

なお、詳細は「街づくりプロジェクトの支援」に関する要綱等を作成する際に示す。

(街づくりプロジェクトの例)

- ・水辺や緑地など地域資源の保全や活用に関する活動 ・地域の居場所づくり
- ・モビリティを利用した買い物・移動支援
- 公園などオープンスペースの活用に関する活動
- 地域に開かれた空き家・空き店舗の活用
- ・ 地域資源を活用した魅力発信に関する活動

■街づくりプロジェクトの例:まちだOごと大作戦による実際の取り組み

①モビリティを利用した買い物・移動支援

坂の多い大規模団地内にて、高齢者の買い物を支援するために 4 人乗り電動ゴルフカートを利用し、送迎サービスを行う取り組み。



②水辺や緑地など地域資源の保全や活用に関する活動

地域資源となっている小山田桜台団地内にある公園 内の池の自然環境の復活を目指し、浄化活動を行う取 り組み。



④地域の居場所づくり

相原地区の町田街道沿いの空き店舗を地域住民で借 り上げ、地域の様々な世代が集える「縁側」のような拠 点をつくり、地域の交流を深める取り組み。



That-less

2020年7月22日 第2回専門部会

③公園などオープンスペースの活用に関する活動

子育てママグループが、リヤカーでおもちゃを運び、 家ではできない水遊びや泥遊びができる即席の「お外 遊び場」をつくり、地域の公園の新たな活用を提案した 取組み。



⑤地域資源を活用した魅力発信に関する活動

地域に多く自生する竹を用いて竹のオブジェクトを 大学生も含む地域の人々の共同作業で制作し、駅前な



*生活風景

思う。

はないか。

■その他

■生活風景*

- ・「町田市景観計画」による町田市の景観づくりの基本的な方針。「市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた風景」を指す。
- ・生活風景を市民との協働による景観づくりの支援制度 として、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づ くりの活動を宣言し、市長がその内容を登録し市民に 広く紹介する「生活風景宣言」がある。

2020 年 7 月 22 日 第2回専門部会 資料5

下線:条例に基づく街づくりプロジェクト支援

現行の街づくり条例に基づく

テーマ型街づくり市民活動*への支援

プロジェクトの実現に向けた助言・相談

街づくり市民団体として登録することに

より支援を受けやすくしている。

活動の概要を HP にて公開

関係機関への紹介

アドバイザー等の派遣

活動成果の発表機会の提供

■発案~認定

- ○支援の前段階となるリードタイム(やりたい ことを考えるプロセス)も大事ではないか。
- ○街づくり条例で対象とすべきものと、そうで ないものを受け止め、適切な部署に誘導する プロセスは重要。制度設計や職員間のやりと りなどが大事である。
- ○発案・仲間づくりの段階での、地縁系の組織と の接触などでトラブルが起きやすい。認定前 に登録してもらい支援する等、市にコーディ **ネート**してもらえるとよい。

■仲間づくり

○発案から仲間づくりまでが一番トラブルが起 きやすいので、認定前の支援の仕組みを検討 する必要がある。

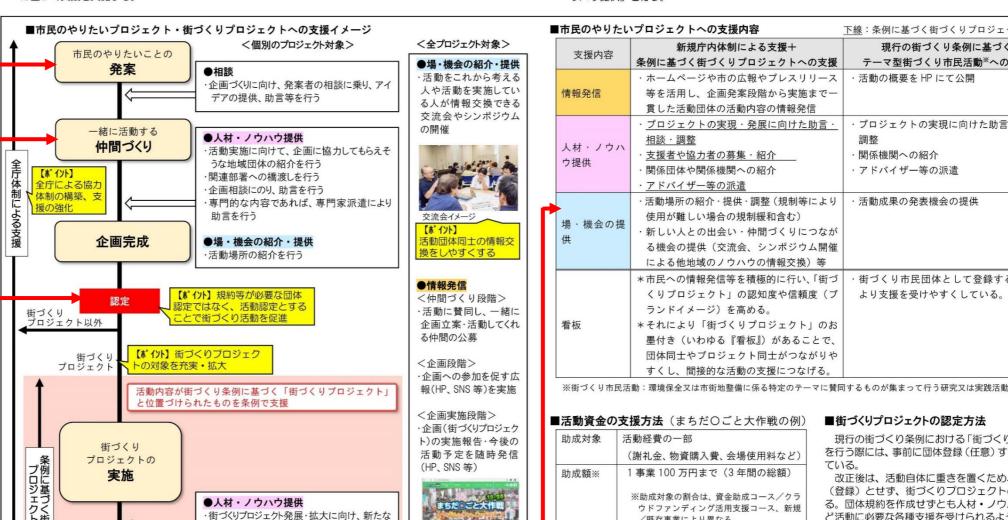
■活動の認定

- ○「活動」の認定となると、発案・仲間づくり段 階では具体的に何を認定するのかという疑問 が出てくる。活動計画や企画書の受理など認 定の対象を複数持つ必要があるのではない
- ○「団体認定」はかなり大変なことであり、認定 する側にも大きな責任が生じる。**「活動認定」** は負担を減らすこともできるため、良い考え 方である。
- ○「団体認定」では、いつも特定の人だけが活動 しているという偏りが生じる可能性がある。
- ○この「認定」の位置だと、街づくり条例の外側 (前段)にもう一つ別の認定の仕組みをつく らないといけないように見える。広く市民が やりたいことを認めるという意味での「認定」 は、早めの段階であると望ましい。
- ○仲間づくりを熱心に頑張る団体でないと支援 しても上手くいかない。**最初から何人か引き** <u>連れてくるような熱意があることを、最初の</u> ハードルとして置いてもよいのではないか。 (活動認定)

街づくりプロジェクトの発案から実施までの流れと支援内容

市民のやりたいプロジェクトを開始するまでは、発案〜企画作成〜認定〜活動実施のプロセスがあるが、企画を認定・支援内容は、プロジェクトの進行状況に応じて、全庁で「情報発信」「人材・ノウハウ提供」「場・機会の提供」 するまでは全庁体制で支援する。企画認定後、街づくりプロジェクトと位置付けられた企画について、街づくり条例 に基づく支援を実施する。

を行う。街づくり条例に基づく支援としては、街づくりプロジェクト実施後の発展・拡大に向けた「人材・ノ ウハウ提供」を行う。



AND DESCRIPTION OF STREET

ホームページイメージ

【ポイント】企画発案か

5実施まで一貫して情

財源

募集回数

審査方法

■街づくりプロジェクトの認定方法

現行の街づくり条例における「街づくり市民活動」 を行う際には、事前に団体登録(任意)することとし ている。

改正後は、活動自体に重きを置くため、団体認定 (登録)とせず、街づくりプロジェクトの認定とす る。団体規約を作成せずとも人材・ノウハウ提供な ど活動に必要な各種支援を受けられるようになる。

街づくり条例における認定方法	
改正後	現行
プロジェクト認定	団体登録
(活動エリア、活動計	(活動エリア、計画書、
画書、代表者の連絡先	運営規則、活動エリア
等)	内の了承等)
※現時点想定	

■支援内容(人材・ノウハウの提供)

街づくりプロジェクトの

発展・拡大

・人材ノウハウ提供をお願いしたい。特に、プロジェクトからビジョンに昇華して いく段階では、専門的知識や経験値が必要。

担い手の紹介や、専門家派遣により助言を

■支援内容(場・機会の提供)

○市民活動をしている団体が一同に会して、団体同士の活動情報交換の機会を提供 してもらえるといい。

■支援内容(看板)

○認定されるとオーソライズされて仲間を集めやすくなったり、自治会と繋がりや すくなって良い。

■活動資金の支援方法

面審査

/既存事業により異なる。

・年に4回 ・年度ごとに申請・助成

関係者等で構成される審査会にて書

クラウドファンディング

- ○活動資金の支援を年に4回採択するのは、回数として多いのではないか。
- ○活動を支える部分のベースとなる金銭支援はほしい。それほど大きな額で なくていい。それとは別にしっかりとした調査等を行う際には、大きめな 額が欲しい。
- 〇ハード整備は初期費用が大事。そこを手当てして、運営は自分たちで工夫 してもらう。メリハリのあるお金の出し方が大事。

2020年7月22日 第2回専門部会 資料2

■まちの将来像(ビジョン)について

- ○プロジェクトを実施する方々に、**ビジョンを 策定するメリットを**理解してもらえなけれ ば、ビジョンを作るモチベーションが出てこ ない。
- ○例えば、ある段階でビジョンをつくることで 継続的な支援の道が開ける、或いは仲間づく りの支援の仕組みが付随するといったメリッ トが考えられる。

■マスタープランへの位置づけ

- ○包括的なものにならざるを得ないマスタープ <u>ランと、プロジェクトベースで活動してきた</u> 方たちの活動テーマや活動は、包括度、抽象 **度、具体度が相当違う**ため、そこをつなげるこ とが難しい。
- ○市民だけではできないことこそマスタープラ ンに位置付ける意味がある。行政で実現する ものを「ビジョン(案)」の「取組みたい具体 的な内容」から抽出して、実現に努力するとい <u>う行政との役割分担も検討</u>されることが書い てあるとよい。
- ○市のビジョンとしては、いろいろなテーマを 受け止めていく必要がある。同一地区の複数 のテーマをまとめる作業を市民の団体にゆだ ねるのは難しいだろう。<u>複数のテーマを</u>まと める作業プロセスや、実現に向けた整理が必 要。マスタープランに位置づけるに値するも のにする作業は難しいところであるが、大事 なところである。

まちの将来像(ビジョン)について

まちの将来像(ビジョン)とは

地区計画などの規制誘導ルール策定を前提とした、従来型 の地区街づくりプランにおける将来像(目標・方針)を示す ものではなく、地区の住民や地区内で活動する団体等が集ま

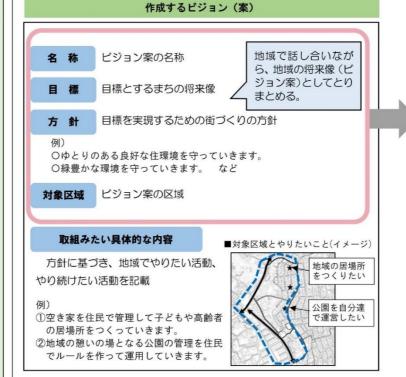
り、地区でやりたいこと、やり続けたいことなどを整理 しながら、実現したい将来のまちの姿としてとりまとめ た緩やかなもの

※街づくりを前提とした将来像とする。



作成するビジョンのイメージ

・市で策定した「ビジョン」は、『(仮称) 都市づくりのマスタープラン(地区別パート編)』に位置付けられる。



『(仮称) 都市づくりのマスタープラン (地区別パー ト編)』への位置づけ

策定されたビジョンのうち、名称・目標・方針・対象区域 は、地域のマスタープランとして(仮称)都市づくりのマス タープランの地区別パート編へ追加され、地域住民のやり たいことのプラットフォームとしていく。

ビジョンづくりに至る様々なプロセス

地域でビジョン作成に取り組むプロセスには、様々なパターンがあり、例えば以下の3つのプロセスが考えられる。

① 街づくりプロジェクト先行型 住民主体 街づくりプロジェクトの実施がきっかけとなり、活動団体同士がつながり地域のビジョン作成に取 り組む場合

② ビジョン先行型 住民主体

地域の課題等を共有する中で課題解決に向けて、地域住民が主体となってビジョン作成に取り組む

③ ビジョン先行型 行政主導

開発事業を伴うなど、行政が積極的に地域のまちづくりに関与してビジョンを作成する場合

■街づくりプロジェクト先行型のビジョン作成までのイメージ



に、地区住民や団体等の相互のつ ながりやまとまりが生まれ、地域の将 来像について検討を開始

〇〇地区ビジョン案 目標:0000000 .0000000000 $\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond$ 対象区域: やりたいことリスト: $\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$ -000000000

> 地域で話し合いながら、ビ ジョンを描く。

2020 年 7 月 22 日 第2回専門部会 資料6

■ビジョン検討組織 位置づけ(認定)

○団体認定は難しい。エリアマネジメントや BID などの制度では、協議会をつくる制度設計とエリア指定するという制度設計がある。一方で、地区協議会のような団体であれば認定しやすいが、ハード系の取り組みは、こうした区域よりも狭い区域になる可能性が高く、認定されるだけの実態を持った協議会組織をつくることは難しい。メンバーシップは柔軟にできるとよい。エリア認定の方が良いのではないか。

構成主体

- ○地域内には様々な活動団体があり、様々な課題もある。それらを**総合的に目配せできる検 討組織の構成**にしなくてはならない。
- ○地域の課題に関わる人たちみんなが集まる場が必要である。そのためには行政や専門機関がコーディネートしなければいけない。プロジェクトからビジョンへ移行する場合は特に大事。
- ○街づくりプロジェクトとビジョンはそれぞれ 独立性を持ちながら、ビジョンづくりをする際は、プロジェクトのメンバーが入るなどとし、緩やかな関わり合いにしても良い。
- ○ただ、そうしてしまうと、プロジェクトを実行する団体が、自分たちのアクションプランとしてのビジョンやプランを作る必要性がなくなってしまうのは勿体無い。「ビジョン」は、都市計画マスタープラン側からの行政として期待するもので、街づくりプロジェクトを実行する人たちにとってのアクションプランが見えない。そこが見える様にして欲しい。

まちの将来像(ビジョン)作成における支援の仕組みと主なポイント まちの将来像(ビジョン)の作成 【主なポイント】 市民・団体が行うこと 市が行うこと ■ビジョン検討組織 〇位置づけ(認定) ビジョン検討の準備 【支援内容】 ・ビジョンは一定の区域の提案となるため、テーマ型の活動団体のみで進めるのではなく、区域内の地域住民や町 ドジョンづくりの仲間づくり ●相談 ・ビジョンづくりの目的や検討の進め方等についての把握 ほか 内会・自治会等との意見交換や連携が必要。 ・進め方の相談、事例などの情報提供、地域内の団 ビジョン検討組織を位置づけ(認定)、構成主体、概ねの検討エリアなどを明確にする。これにより、ビジョン 検討が地域住民等と連携して行われていることを確認する。 ビジョン検討組織の発足 〇構成主体 ●検討組織の認定、概ねの検討区域の確認 ビジョン検討組織の構成主体は、対象範囲の住民、町内会・自治会、対象区域で活動する団体、NPO、企業。 検討を行うなかで仲間が増えたり検討が発展すること等を踏まえ、構成主体が変化することは許容する。 ビジョンの検討 ■活動の支援 ・ビジョン検討に必要な支援は以下。詳細は左図【支援内容】参照 【支援内容】 ●各団体が取り組んでいること、これからやり ・「相談」「人材・ノウハウ提供 (アドバイザー派遣)」「活動資金の支援」。 ●人材・ノウハウ提供 たいことなどの話し合い・共有 ・アドバイザー等の派遣による支援 ●まちの魅力・課題の共有 ●活動資金の支援 ●地域住民との音見交換 まちの将来像(ビジョン)案の提案をしやすくするために、現行の地区街づくりプラン(方針)のような一律で ビジョン検討に必要な活動資金の一部支 ●ビジョン案の検討 の合意形成の数値的要件(地区住民の過半数の合意)は設けない。 *例えば、対象地域への説明や意見交換などプロセスを重視し、ビジョン案への賛同数を要件にしない、など ビジョン室の完成 ■ビジョンのテンプレート 対象区域・目標、方針・具体的な取組み、ほか ・地域から提案された「ビジョン案」は、極力尊重されるが、ビジョンはマスタープランに位置づけることにもな るため、市の原案とするための作業が必要。 どこまで具体的な内容を記載するか、マスタープラン(全体ビジョン編、個別パート編)の整合性を考慮した精 ビジョン案を市へ提案 *例えば、ビジョンの区域、目標・方針までを記載。具体的なアクション(取り組みリスト)は記載しないなど。 ビジョン案を尊重しビジョン原案を作成 ビジョン原案を地区住民等へ公表 【次回に向けたポイント】 ■ビジョンの見直し・進化への対応 ビジョンを策定 ・ビジョン実現に向けた取組み状況に応じて、定期的にビジョンを見直すことができる仕組みが必要。 マスタープランへ位置づけ ■ビジョンづくりとビジョン実現、プロジェクトとの関係 ビジョンづくりの初動部分は、同じではないので、いくつかのパターンを想定する必要がある。 ビジョンの検討を進めることで、地域の課題等が明らかになり、具体的な活動につながるケースもある。「街づ くりプロジェクト」→「ビジョン検討」だけでなく、「ビジョン検討」→「街づくりプロジェクト」など、様々 なパターンを想定する必要がある。 まちの将来像(ビジョン)の実現 (ビジョンに記載した内容を実現するために、個々の取組みを実施) 自主的に実践する取組み 規制誘導を伴う取組み 整備事業等を伴う取組み 【まちの将来像(ビジョン)の実現】 これまで実施してきた活動の ・地区計画、景観形成誘導地区 ・公園の管理や道路拡幅整備な の指定など、関係権利者の合 継続など 住民や団体が自主 ど、公共空間の管理や整備等 ■ビジョンを実現するための取組み内容にあわせて、様々な支援を行う必要がある 的に実践する取組み 意形成必要な取組み が必要な取組み ・ビジョンを実現するために様々な取組みが行われる。ビジョン作成後も、具体的な取組みに対する、継続的な支 援が必要 市が継続的に支援 市と協働で実施 市と協働で実施 ・例えば、地区計画の策定など規制誘導を伴うビジョンは、従来の地区街プランの検討に沿った支援や協働が必要。 *街づくりプロジェクトとして支援 *地区街づくりプラン(計画)の検 *地区街づくりプランの検討に類 また、公園の管理や道路拡幅整備など、公共空間の管理・整備が必要な取組みも、市との協働が必要になる。 討として支援 似した支援

○合意形成のプロセスを十分に踏めば、数値要件は条例に書く必要はないであろう。

■ビジョン案の合意形成

■ビジョンのテンプレート

○テンプレートは大事。計画づくりに慣れない市民でも検討することができる。